

学校法人佐野日本大学学園役員等の報酬及び賞与等支給に関する規程

昭和63年12月20日制定	平成19年11月28日改正
平成2年4月1日改正	平成23年7月13日改正
平成3年6月1日改正	平成24年1月25日改正
平成3年7月16日改正	平成24年3月21日改正
平成5年7月1日改正	令和2年3月18日改正
平成9年5月21日改正	令和5年1月25日改正
平成15年7月1日改正	令和7年6月26日改正

(目的)

第1条 この規程は、学校法人佐野日本大学学園（以下「学園」という）寄附行為（以下「寄附行為」という。）並びに顧問規程に定める役員等の報酬及び賞与等の支給に関する事項について定める。

(定義等)

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 業務執行理事とは、学園において常勤（勤務することが常態である）する理事をいう。
- (3) 非業務執行役員とは、前号に掲げる以外の役員をいう。
- (4) 役員の報酬とは、報酬、賞与、退職慰労金及びその他の役員として職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。業務執行理事の報酬等には、学園教職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 業務執行理事のうち、報酬の支給を受ける者は、次のとおりとし、その支給額は第6条に定めるところによる。

理事長
学園長
副理事長
常務理事
学長理事
学校長理事
上記以外の教職員理事

2. 業務執行理事のうち2つ以上担当する場合には、それらの報酬のうち高額分は全額支給し、これに次ぐ額の報酬は支給しない。

3. 業務執行理事の報酬及び賞与等の支給方法は、専任教職員の給与支給方法に準ずるものとする。

(専任教職員役員の報酬)

第4条 学園の専任教職員が前条の役員に選出された場合の報酬は、現行の専任教職員として受ける基本給を含めて、前条に定める報酬を支給する。

2. 前項に定める役員が任期の途中で定年退職により、学園共済財団員の資格を喪失した場合には、前条に定める報酬を支給する。

(賞与)

第5条 第3条に掲げる業務執行理事には、報酬のほか賞与を支給することができる。

2. 賞与の支給基準は、学園賞与支給に関する要項に準ずるものとする。ただし、前項に定める役員の職責、繁忙等に基づく賞与の加算については、報酬基準額の3カ月以内で、理事会の議決を経てこれを定める。

(支給額)

第6条 業務執行理事の報酬及び賞与の総額の上限(年額)は、評議員会の議決を経てこれを定める。その支給額は、理事会の議決を経てこれを定める。

(非業務執行理事及び監事等の報酬又は手当)

第7条 非業務執行理事及び監事には、報酬又は手当を支給できるものとし、その支給額及び支給方法は、理事会の議決を経てこれを定める。

2. 評議員及び顧問(特別顧問)には、手当を支給できるものとし、その支給額及び支給方法は、理事会の議決を経てこれを定める。

(報酬・賞与等の改定)

第8条 役員の報酬及び賞与等の改定は、役員報酬検討委員会の答申に基づき、評議員会及び理事会の議決を経てこれを定める。

(費用)

第9条 役員には、学園出張旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2. 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、学園がこれを支給する。

(報酬等の日割り計算)

第10条 新たに業務執行理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 業務執行理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
3. 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額は、その月の総日数から学園の定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
4. 非業務執行理事及び監事の報酬又は手当についても、同条第1項、第2項及び第3項

と同様とする。

(端数の処理)

第11条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第12条 役員報酬等の支給基準は、学園寄附行為第41条第1項第2号に基づき、公表する。

(準用)

第13条 この規程に定めなき事項については、学園給与規程を準用する。

附 則

1. この規程は、昭和63年12月20日から施行する。
2. 第2条に定める役員報酬の支給を受ける者が、学園共済財団に加入している場合は、基本給相当額をもって財団の退職金の算定基礎とする。

附 則

1. この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、寄附行為の文部科学大臣認可の日 令和4年11月2日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和7年4月1日から施行する。

役員等報酬基準

① 役員報酬の支給基準

(月額)

	1号	2号	3号	4号	5号
理事長	430,000円	450,000円	470,000円	490,000円	510,000円
学園長	160,000円	180,000円	200,000円	220,000円	240,000円
副理事長	160,000円	180,000円	200,000円	220,000円	240,000円
常務理事	60,000円	70,000円	80,000円	90,000円	100,000円
学長理事	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円	80,000円
校長理事	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円	80,000円
教職員理事	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円	80,000円
非業務執行理事	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円
常勤監事	260,000円	280,000円	300,000円	320,000円	340,000円
非常勤監事	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円

② 評議員、特別顧問及び手当支給基準

評議員	手当 支給日	6月1回とし、60,000円を支給 専任教職員の賞与支給日とする。
特別顧問	手当 支給日	月額 100,000円 本学園の給与支給日とする。
顧問	手当 支給日	月額 50,000円 本学園の給与支給日とする。

③ 会計監査人報酬

手当	月額 10,000円
支給日	本学園の給与支給日とする。